

平成 28 年度

備前市健全化判断比率及び資金不足  
比率審査意見書

平成29年8月

備 前 市 監 査 委 員



本意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により備前市長から審査に付された平成28年度備前市健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行った結果、意見を提出するものである。

平成29年8月

備前市監査委員 大 森 浩 二  
同 津 島 誠



## 目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨 .....	1
第2 審査の種類 .....	1
第3 審査の対象 .....	1
第4 審査の着眼点 .....	1
第5 審査の主な実施内容 .....	1
第6 審査の実施場所及び日程 .....	1
第7 審査の結果 .....	1
1 総合意見 .....	1
2 個別意見 .....	2
別添資料 .....	5

### (注)

- 1 本文の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てている。
- 2 図表中の数値及び比率は、原則として、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号の用法は次のとおりである。  
「—」..... 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの  
「0」、「0.0」..... 該当数値はあるが、単位未満のもの  
「△」..... 負数



# 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年監査委員訓令第4号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

健全化判断比率審査（法第3条第1項の規定による審査）

資金不足比率審査（法第22条第1項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

法第3条第1項及び第22条第1項の規定により備前市長から審査に付された平成28年度備前市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第4 審査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

## 第5 審査の主な実施内容

証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して審査を実施した。

また、必要に応じ関係者からの説明を聴取して審査を実施した。

## 第6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：平成29年7月21日から同年8月29日まで

## 第7 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

## 2 個別意見

### (1) 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %、ポイント)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増 減	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△4.04)	— (△ 4.17)	— (0.13)	13.03	20.00
連結実質赤字比率	— (△43.21)	— (△ 43.30)	— (0.09)	18.03	30.00
実 質 公 債 費 比 率	12.3	12.7	△0.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	21.4	43.9	△22.5	350.0	

(注 1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

(注 2) 各比率の( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

#### ア 実質赤字比率

28 年度の実質赤字比率については、該当の数値はない。

参考としての比率は△4.04%となり、前年度に比べ 0.13 ポイント悪化している。

#### イ 連結実質赤字比率

28 年度の連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

参考としての比率は△43.21%となり、前年度に比べ 0.09 ポイント悪化している。

#### ウ 実質公債費比率

28 年度の実質公債費比率は 12.3%で、前年度に比べ 0.4 ポイント改善しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。

#### エ 将来負担比率

28 年度の将来負担比率は 21.4%で、前年度に比べ 22.5 ポイント改善しており、早期健全化基準を下回った数値となっている。



## (2) 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %、ポイント)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増 減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
浄化槽整備事業特別会計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
宅地造成分譲事業特別会計	—	—	—	
企業用地造成事業特別会計	—	—	—	

28 年度の各特別会計及び事業会計における資金不足比率については、該当の数値はない。



## 別添資料 目次

	ページ
<b>第1 算定対象会計</b> .....	5
<b>第2 健全化判断比率</b> .....	6
<b>1 実質赤字比率</b> .....	6
<b>2 連結実質赤字比率</b> .....	7
<b>3 実質公債費比率</b> .....	8
(1) 元利償還金及び準元利償還金の状況 .....	9
(2) 特定財源 .....	10
(3) 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況 ..	10
<b>4 将来負担比率</b> .....	11
(1) 将来負担額の状況 .....	12
(2) 充当可能な財源（基金・特定歳入等） .....	12
<b>5 資金不足比率</b> .....	13
(1) 法適用企業 .....	13
(2) 法非適用企業 .....	14



# 第1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	土地取得事業特別会計						
	飲料水供給事業特別会計						
	駐車場事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	資金不足比率				
		介護保険事業特別会計					
		後期高齢者医療事業特別会計					
	法適用公営企業	水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
	法非適用公営企業	浄化槽整備事業特別会計					
		宅地造成分譲事業特別会計					
		企業用地造成事業特別会計					
一部事務組合・広域連合	岡山市町村総合事務組合		資金不足比率				
	岡山市町村税整理組合						
	岡山県後期高齢者医療広域連合						
	東備消防組合						
	和気老人ホーム組合						
	和気北部衛生施設組合						
	旭東用排水組合						
	東備農業共済事務組合						
	岡山県広域水道企業団						
地方公社・第三セクター等	岡山県信用保証協会						

第三セクターのうち、要件に該当しない団体(損失補償契約を締結していない等)

- ・岡山県農業信用基金協会
- ・岡山県漁業信用基金協会
- ・公益社団法人おかやまの森整備公社
- ・作州かがみの森林組合
- ・社会福祉法人備前市社会福祉事業団
- ・公益財団法人岡山県環境保全事業団
- ・一般財団法人吉井川水源地域対策基金
- ・公益財団法人岡山県郷土文化財団
- ・公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
- ・一般財団法人岡山県水産振興協会
- ・一般財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会
- ・片上埠頭開発株式会社
- ・株式会社オービス
- ・一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団
- ・公益財団法人岡山県臓器バンク
- ・一般財団法人備前市施設管理公社
- ・公益財団法人岡山県健康づくり財団
- ・一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構
- ・公益財団法人岡山県林業振興基金
- ・公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター
- ・公益財団法人岡山県動物愛護財団
- ・社会福祉法人吉永福祉会
- ・地方共同法人地方公共団体金融機構
- ・山陽放送株式会社
- ・日生有線テレビ株式会社

## 第2 健全化判断比率

### 1 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額 A} / \text{標準財政規模 B}$$

28年度における本市の実質収支額は4億9388万余円の黒字となっているため、実質赤字比率については、該当の数値はない。

参考としての比率は△4.04%で、前年度に比べ0.13ポイント悪化している。

(単位: %、ポイント)

区 分	平成28年度	27年度	増 減
本市の参考比率 (A/B)	△4.04	△ 4.17	0.13

(単位: 千円、%)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	平成28年度	27年度		
一 般 会 計	476,377	497,723	△21,346	△4.3
一般会計等に属する特別会計	17,506	22,410	△4,904	△21.9
土地取得事業特別会計	3,978	3,697	281	7.6
飲料水供給事業特別会計	4,897	4,932	△35	△0.7
駐車場事業特別会計	8,631	13,781	△5,150	△37.4
計 (A)	493,883	520,133	△26,250	△5.0
標準財政規模 (B)	12,216,870	12,447,219	△230,349	△1.9

なお、標準財政規模は、標準税収入額等54億2652万余円、普通交付税額61億1797万余円及び臨時財政対策債発行可能額6億7236万円の計122億1687万円であり、前年度に比べ2億3034万余円(1.9%)の減少となっている。

[標準財政規模]

(単位: 千円、%)

区 分	平成28年度	27年度	増 減 額	増 減 率
標準税収入額等	5,426,527	5,468,368	△41,841	△0.8
普通交付税額	6,117,974	6,143,829	△25,855	△0.4
臨時財政対策債発行可能額	672,369	835,022	△162,653	△19.5
計	12,216,870	12,447,219	△230,349	△1.9

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

## 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額 (A+B)} / \text{標準財政規模 C}$$

28年度における本市の連結実質収支額等は52億7959万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

参考としての比率は△43.21%で、前年度に比べ0.09ポイント悪化している。

(単位: %、ポイント)

区 分	平成28年度	27年度	増 減
本市の参考比率 (A+B)/C	△43.21	△ 43.30	0.09

(単位: 千円、%)

会 計 名		実質収支額			
		平成28年度	27年度	増減額	増減率
一 般 会 計		476,377	497,723	△ 21,346	△ 4.3
一般会計等に属する 特 別 会 計	土地取得事業特別会計	3,978	3,697	281	7.6
	飲料水供給事業特別会計	4,897	4,932	△ 35	△ 0.7
	駐車場事業特別会計	8,631	13,781	△ 5,150	△ 37.4
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	255,048	146,378	108,670	74.2
	介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)	206,646	106,564	100,082	93.9
	介護保険事業特別会計 (予防サービス事業勘定)	843	1,299	△ 456	△ 35.1
	後期高齢者医療事業特別会計	3,825	5,697	△ 1,872	△ 32.9
計 (A)		960,245	780,071	180,174	23.1
会 計 名		資金剰余額			
		28年度	27年度	増減額	増減率
法適用公営企業	水道事業会計	2,393,285	2,320,053	73,232	3.2
	下水道事業会計	244,415	309,891	△ 65,476	△ 21.1
	病院事業会計	1,665,854	1,957,310	△ 291,456	△ 14.9
法非適用公営企業	浄化槽整備事業特別会計	6,538	6,841	△ 303	△ 4.4
	簡易水道事業特別会計		303	△ 303	皆減
	宅地造成分譲事業特別会計	9,253	15,415	△ 6,162	△ 40.0
企業用地造成事業特別会計		—	—	—	—
計 (B)		4,319,345	4,609,813	△ 290,468	△ 6.3
合 計 (A+B)		5,279,590	5,389,884	△ 110,294	△ 2.0
標 準 財 政 規 模 (C)		12,216,870	12,447,219	△ 230,349	△ 1.9

なお、連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ1億1029万余円(2.0%)の減少となっている。これは主として、病院事業会計の資金剰余額が減少したことによるものである。

簡易水道事業会計は27年度末に廃止されたため、28年度に該当数値はない。

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \{ (A + B + C - D - E) / (\text{標準財政規模} F - E) \} \text{の3か年平均}$$

- A 地方債の元利償還金
- B 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの
- C 準元利償還金
- D 特定財源
- E 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

28年度の実質公債費比率は12.3%で、前年度に比べ0.4ポイント改善しており、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

単年度の数値は13.14644%であり、昨年度11.25954%と比べて1.88690ポイント悪化している。

(単位:%、ポイント)

区 分	平成28年度	27年度	増 減
実質公債費比率(G+H+I)/3	12.3	12.7	△ 0.4

(注) 実質公債費比率は、単年度数値の3か年の平均で、小数点第2位以下を切り捨てた数値である。

(単位:千円、%)

区 分	平成28年度	27年度	26年度
A 地方債の元利償還金	1,724,048	1,703,983	1,776,108
B 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—
C 準元利償還金	2,184,214	2,023,442	2,132,647
D 特定財源	206,075	172,302	188,831
E 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,413,377	2,426,879	2,496,010
F 標準財政規模	12,216,870	12,447,219	12,258,950
実質公債費比率に係る単年度の数値	(G) 13.14644	(H) 11.25954	(I) 12.53633

(参考) 平成25年度の単年度実質公債費比率は、14.46077%である。



(1) 元利償還金及び準元利償還金の状況

元利償還金、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの及び準元利償還金は、前年度に比べ1億8083万余円(4.9%)の増加となっている。これは主として、下水道事業会計や企業用地造成事業特別会計への企業債返済のための繰出金が増加したことや、一般会計等において、架橋建設事業や学校耐震化事業などに係る市債の元金償還が開始されたことなどが主な要因である。

(単位:千円、%)

区 分	平成28年度	27年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等)(注1)	1,724,048	1,703,983	20,065	1.2
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
準元利償還金(注2)	2,184,214	2,023,442	160,772	7.9
水道事業会計	9,317	4,186	5,131	122.6
下水道事業会計	1,788,986	1,680,790	108,196	6.4
病院事業会計	204,138	202,295	1,843	0.9
浄化槽整備事業特別会計	11,098	11,098	—	—
簡易水道事業特別会計(注3)		14,319	△14,319	皆減
企業用地造成事業特別会計	64,307	300	64,007	21,335.7
国民健康保険事業特別会計	507	498	9	1.8
一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる負担金	86,083	88,239	△2,156	△2.4
一時借入金利子	—	—	—	—
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	19,778	21,717	△1,939	△8.9
<b>計</b>	<b>3,908,262</b>	<b>3,727,425</b>	<b>180,837</b>	<b>4.9</b>

(注1) 元利償還金は、一般会計等の公債費である。

(注2) 準元利償還金は、主として公営事業会計が支払う公営企業債元利償還金への一般会計からの繰出金や将来の支払を約束した公債費に準ずる債務負担行為額である。

(注3) 廃止された簡易水道事業会計分について、28年度は一般会計等及び水道事業会計へ継承され、計上されている。

(2) 特定財源

特定財源は、前年度に比べ 3377 万余円(19.6%)の増加となっている。これは、公営住宅使用料のうち、公債費へ充当できる金額が皆増したこと、公共下水道事業企業債の償還に充てることができる都市計画税の金額が増加したことなどによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増減額	増減率
国、県からの利子補給	—	—	—	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	615	699	△ 84	△ 12.0
公 営 住 宅 使 用 料	19,992	—	19,992	皆増
都 市 計 画 税	185,468	171,603	13,865	8.1
計	206,075	172,302	33,773	19.6

(注) 特定財源は、公債費に充当されているものである。

(3) 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ 1350 万余円(0.6%)の減少となっている。これは、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したものの、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が減少したことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増 減 額	増 減 率
災害復旧費等に係る基準財政需要額(注1)	1,227,928	1,162,526	65,402	5.6
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(注2)	84,051	82,078	1,973	2.4
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(注3)	1,101,398	1,182,275	△ 80,877	△ 6.8
計	2,413,377	2,426,879	△ 13,502	△ 0.6

(注1) 臨時財政対策債、旧合併特例事業債、過疎対策事業債及び減税補填債償還金が主なものである。

(注2) 一般会計出資債や病院事業債償還金である。

(注3) 下水道費、清掃費及び道路橋りょう費の市債償還金が主なものである。

#### 4 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は、次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = (A - B) / (C - D)$$

- A 将来負担額
- B 充当可能な財源(基金・特定歳入等)
- C 標準財政規模
- D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

28年度の将来負担比率は21.4%で、前年度に比べ22.5ポイント改善している。これは主として、将来負担額から基金等の充当可能な財源を差し引いた額が、前年度に比べ23億0176万円(52.3%)減少したことによるものである。

(単位: %、ポイント)

区 分	平成28年度	27年度	増 減
将来負担比率(A-B)/(C-D)	21.4	43.9	△ 22.5

(単位: 千円、%)

区 分	平成28年度	27年度	増 減 額	増減率
A 将来負担額	38,958,838	40,506,878	△ 1,548,040	△ 3.8
B 充当可能な財源(基金・特定歳入等)	36,857,051	36,103,331	753,720	2.1
計(A-B)	2,101,787	4,403,547	△ 2,301,760	△ 52.3
C 標準財政規模	12,216,870	12,447,219	△ 230,349	△ 1.9
D 元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,413,377	2,426,879	△ 13,502	△ 0.6
計(C-D)	9,803,493	10,020,340	△ 216,847	△ 2.2

(1) 将来負担額の状況

将来負担額は 389 億 5883 万余円で、前年度に比べ 15 億 4804 万円 (3.8%) の減少となっている。これは、公営企業債等繰入見込額が大きく減少しているほか、全ての区分において減少したことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増 減 額	増減率
地 方 債 の 現 在 高	18,611,549	18,676,003	△ 64,454	△ 0.3
債務負担行為に基づく支出予定額	201,511	249,644	△ 48,133	△ 19.3
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額	18,133,660	19,406,674	△ 1,273,014	△ 6.6
組 合 等 へ の 負 担 等 見 込 額	410,013	489,343	△ 79,330	△ 16.2
退 職 手 当 負 担 見 込 額	1,601,970	1,684,825	△ 82,855	△ 4.9
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額	135	389	△ 254	△ 65.3
第 三 セ ク タ ー 等	135	389	△ 254	△ 65.3
計	38,958,838	40,506,878	△ 1,548,040	△ 3.8

(2) 充当可能な財源 (基金・特定歳入等)

充当可能な財源は、財政調整基金等の 18 基金 99 億 2596 万余円、国庫支出金等の特定歳入 19 億 0408 万余円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額 250 億 2700 万余円で、全体では 368 億 5705 万余円となっており、前年度に比べ 7 億 5372 万円 (2.1%) の増加となっている。

これは、財政調整基金やまちづくり応援基金等の充当可能な基金が増加したことなどによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	平成 28 年度	27 年度	増 減 額	増減率
充 当 可 能 な 基 金 (注 1)	9,925,962	9,350,656	575,306	6.2
充 当 可 能 な 特 定 歳 入 (注 2)	1,904,081	1,961,965	△ 57,884	△ 3.0
う ち 都 市 計 画 税	1,698,650	1,745,976	△ 47,326	△ 2.7
基 準 財 政 需 要 額 へ 算 入 さ れ る 見 込 額 (注 3)	25,027,008	24,790,710	236,298	1.0
計	36,857,051	36,103,331	753,720	2.1

(注 1) 地方自治法第 241 条に規定する基金で、現金、預金、国債等で保有しているものである。

(注 2) 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の使用料などが対象である。

(注 3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を基準財政需要額として算入するものである。

## 5 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

### (1) 法適用企業

法適用企業の比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (A + B - C) - D \}}{\text{事業規模 (E)}}$$

- A 流動負債（流動負債の額－控除企業債等－控除引当金等）
- B 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- C 流動資産（流動資産の額＋貸倒引当金）
- D 解消可能資金不足額

公営企業における法適用企業の剰余額は、水道事業会計で 23 億 9328 万余円となり、前年度に比べ 7323 万余円増加し、下水道事業会計で 2 億 4441 万余円となり、前年度に比べ 6547 万余円減少し、病院事業会計で 16 億 6585 万円となり、前年度に比べ 2 億 9145 万余円の減少となっている。

(単位:千円)

区分	会計年度	流動負債 (A)	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (B)	流動資産 (C)	解消可能資金不足額 (D)	資金剰余額 (C+D)-(A+B)	事業規模 (E)
水道事業会計	平成 28 年度	71,931	—	2,465,216	—	2,393,285	746,273
	27 年度	148,830	30,036	2,498,919	—	2,320,053	750,335
	増減額	△ 76,899	△ 30,036	△ 33,703	—	73,232	△ 4,062
下水道事業会計	28 年度	97,046	—	341,461	—	244,415	723,703
	27 年度	148,807	—	458,698	—	309,891	720,175
	増減額	△ 51,761	—	△ 117,237	—	△ 65,476	3,528
病院事業会計	28 年度	290,020	—	1,955,874	—	1,665,854	4,290,276
	27 年度	400,145	—	2,357,455	—	1,957,310	4,479,670
	増減額	△ 110,125	—	△ 401,581	—	△ 291,456	△ 189,394

## (2) 法非適用企業

法非適用企業の比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (A + B + G) - (C + F + D) \}}{\text{事業規模 (E)}}$$

- A 歳出額
- B 算入地方債の現在高
- C 歳入額－翌年度に繰り越すべき財源
- F 土地収入見込額
- D 解消可能資金不足額
- G 地方債残高＋他会計長期借入金

(A+B-C-F<0の場合算入、ただし、この場合においてA+B-C-F+G>0となるときは、A+B-C-F+G=0とする。Gは企業用地造成事業特別会計である。)

公営企業における法非適用企業の剰余額は、浄化槽整備事業特別会計で653万余円であり、前年度に比べ30万余円減少となっている。宅地造成分譲事業特別会計で925万余円であり、前年度に比べ616万余円減少となっている。企業用地造成事業特別会計についてはない。

(単位:千円)

区 分	会計年度	歳 出 額 (A)	算 入 地方債 の残高 (B)	歳入額-翌年 度に繰り越す べき財 源 (C)	土 地 収 入 見 込 額 (F)	解消可能 資金不足 額 (D)	地方債残高+ 他会計長期 借 入 金 (G)	資 金 剰 余 額 (C+F+D)- (A+B+G)	事 業 規 模 (E)
浄 化 槽 整 備 事 業 特 別 会 計	平成 28 年度	19,473	—	26,011	—	—	—	6,538	4,070
	27 年度	19,128	—	25,969	—	—	—	6,841	4,203
	増 減 額	345	—	42	—	—	—	△ 303	△ 133
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	28 年度								
	27 年度	47,243	—	47,546	—	—	—	303	4,151
	増 減 額	△ 47,243	—	△ 47,546	—	—	—	△ 303	△ 4,151
宅 地 造 成 分 譲 事 業 特 別 会 計	28 年度	10,389	—	11,857	7,785	—	—	9,253	9,253
	27 年度	16,811	—	19,242	12,984	—	—	15,415	15,415
	増 減 額	△ 6,422	—	△ 7,385	△ 5,199	—	—	△ 6,162	△ 6,162
企 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計	28 年度	236,041	—	241,986	—	—	192,000	—	197,945
	27 年度	207,539	—	227,549	—	—	256,000	—	276,010
	増 減 額	28,502	—	14,437	—	—	△ 64,000	—	△ 78,065

(注) 簡易水道事業特別会計は27年度末に廃止されたため、28年度に該当数値はない。

